

第 3 号

公 示 送 達

令和 8 年 1 0 月 1 日

下記の書類は、神奈川労働局職業安定部職業安定課雇用計画係に
保管してありますので、来局の上受理して下さい。

神奈川労働局長

宿里 明弘



送達を受けるべき者

富岡 優太

送 達 す る 書 類 名

督促状

注意

国税通則法第 1 4 条第 3 項の規定により、公示をした日から
起算して、7 日を経過した時に書類の送達があったものとみ
なされます。

神奈川労働局職業安定部職業安定課

横浜市中区尾上町 5 - 7 7 - 2 大和地所馬車道ビル 3 階

0 4 5 - 6 5 0 - 2 8 0 0 (代)